

令和元年西原町地域活性化対策事業運営補助業務仕様書

1. 業務名

令和元年西原町地域活性化対策事業運営補助業務

2. 業務期間

契約確定の日から、令和2年年3月31日（火）まで

3. 目的

本事業を通じて、本町の強みを活かした独自の観光コンセプトを町内事業者・町民や県外の専門家の知恵を結集して固め、実践していくことで魅力ある観光コンテンツを開発する。また、本協議会の運営を担う人材の発掘や、観光振興を担う企業との連携を通じて協議会の組織力・経営基盤を高め、法人化（観光協会設立）を目指す。

4. 業務内容

(1) 地域の活動計画の推進

1) セミナー・ワークショップの開催

平成30年度に策定した「地域の活動計画」の推進を目的に、町内関係者の観光振興・まちづくりの関心を高めるためのセミナー及びワークショップを開催する。

開催回数：4回 参加人数：のべ60名

(2) 地域の合意形成および普及啓発支援

1) 協議会の開催支援

協議会が持続的に発展するために必要な組織力を高められるように協議会を開催し、関係者の連携を高める。

2) 農家、一般家庭に向けた観光振興個別相談の実施

セミナー・ワークショップ等を経て、農泊を含めた観光事業に取り組む意欲のある農家や一般家庭に対して、個別支援を実施する。また、一般観光客の受入の意欲のある市民や事業者に対しては、観光プログラム販売サイトの活用を支援する。

(3) 実証活動支援

1) 農泊の体制構築支援

農泊を西原町で実現させるために農泊説明会の開催、簡易宿所取得支援、農泊ガイドライン作成等を行う。

説明会開催：4回

2) プログラム構築支援

協議会の将来的な収益事業となることを目指した観光プログラム構築を支援する。協議会の他、他団体との連携が必要なプログラムに関しては、連携先の選定や協働のための調整も支援する。なお、現在想定しているプログラムは下記のとおり。

「にしはら民泊：教育民泊」

西原町でのありのままの日常を体験する中で、子どもたちの人間力を養うプログラム。今年度は民泊受入家庭の発掘および、2～3年後の修学旅行生の受入を目指して旅行会社や学校との意見交換を実施する。また、周辺市町村の観光協会等と連携し、同市町村が修学旅行生を民泊で受入をする際に、一部西原町での受入の可能性も検討することとする。

「ベジタブルマラソン（仮）」：農業観光事業」

JA おきなわ西原支店青壮年部と連携し、観光農業や農業体験を通じた売上向上に関心を持つ農家とともに、町内外の方を対象にした農業イベントを実施する。

(4) 事業実施報告書の提出

業務遂行の状況が分かる事業実施報告書を、業務委託期間内に協議会へ提出する。

5. 費用

当該委託業務に係る必要な費用について見積もることとする。

なお、本複数社の見積書を費用対効果の観点から精査し、最も優れた提案者を選定する。

6. 協議・打合せ等での説明

業務における協議・打合せは、業務着手時及び成果品納品時に行うほか、随時、業務の進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料、情報の提供を行うものとする。

7. 権利義務の譲渡等

受託者はこの契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、本町の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 成果品

履行期限までに下記を提出すること。

(1) 事業実施報告書（紙およびPDF）

9. 納品先

西原町観光まちづくり協議会事務局（西原町役場建設部産業観光課内）

10. 検査等

成果品の納品後、西原町の検査に合格したことで、本委託は終了することとする。

11. 機密保持

- (1) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に協議会の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下、「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。また、本業務が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。